平成２２年（フ）第４５４５号
大阪府豊中市利倉西２丁目８番１―201号
債務者　宇野　裕子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５４９号
大阪府寝屋川市高柳２丁目６番５―202号
債務者　浅田　亜紀
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４１号
静岡県伊東市湯川389番地の４　メゾン日吉201号、前住所愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘100番地３　本地ケ原住宅６―401
債務者　鳥居　元史
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
静岡県駿東郡清水町徳倉2713番地の13　町営外原住宅203号室
債務者　石原　光子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
岡山県総社市中央３丁目12番地113
債務者　小出　　光
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
岡山県総社市中央３丁目12番地113
債務者　小出　禮子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
岡山県倉敷市中庄団地４番１―112号
債務者　井村　裕孝
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第９４８号
札幌市西区発寒10条２丁目８番40号　ライラック発寒206号
債務者　石橋佐英子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３３号
札幌市北区北35条西10丁目３番１―405号
債務者　中　　千尋
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１８号
札幌市中央区南16条西17丁目１番８―403号
債務者　野澤　潤悦
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５１号
札幌市手稲区曙９条２丁目３番８号
債務者　土山　千秋
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６２号
札幌市中央区南９条西１丁目１番28―402号
債務者　戸崎　稔枝
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１５号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目13番１号　プチメゾンラメール106号
債務者　金澤　誠一
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３０号
北海道千歳市花園６丁目４番14号
債務者　稲井　容子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６７号
札幌市西区発寒11条４丁目15番28号　ルーブル11．４―Ｂ―６号
債務者　濱野　勝幸
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４８８号
札幌市白石区菊水元町２条１丁目１番40号　ハイツ大内202号
債務者　中山　泰郎
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４９５号
札幌市白石区本郷通13丁目北１番９号　アーバンコート南郷Ⅵ―201号
債務者　杉本　康三
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０４号
札幌市南区簾舞２条４丁目１―８、住民票上の住所札幌市南区簾舞１条４丁目４番７号
債務者　徳長　　勉
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部